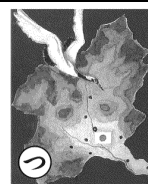




県 紋 章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年9月11日（金） 第10430号

## 目 次

ページ

### 告 示

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ○鳥獣保護区設定の告示の一部改正（自然環境課）         | 2 |
| ○同                              | 2 |
| ○同                              | 2 |
| ○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項（林政課） | 2 |
| ○道路の区域変更（道路管理課）                 | 3 |
| ○道路の供用開始（同）                     | 4 |
| ○道路の区域変更（同）                     | 4 |
| ○道路の供用開始（同）                     | 4 |
| ○道路の区域変更（同）                     | 5 |
| ○道路の供用開始（同）                     | 5 |
| ○道路の区域変更（同）                     | 5 |
| ○道路の供用開始（同）                     | 6 |
| ○道路の区域変更（同）                     | 6 |
| ○道路の供用開始（同）                     | 6 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水環境課）     | 7 |

### 公 告

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○令和9年度群馬県立農林大学校入校試験の実施（農業構造政策課） | 7  |
| ○土地改良区役員の就任の届出（農村整備課）           | 9  |
| ○土地改良区清算人の就任の届出（同）              | 9  |
| ○令和8年度砂利採取業務主任者試験の実施（砂防課）       | 10 |

### 入 札 公 告

|                      |    |
|----------------------|----|
| ○一般競争入札の実施（心臓血管センター） | 12 |
|----------------------|----|

### 落 札

|               |    |
|---------------|----|
| ○落札者等の決定（税務課） | 14 |
|---------------|----|

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第198号

鳥獣保護区設定の告示（昭和37年群馬県告示第369号）の一部を次のように改正し、令和8年11月1日から施行する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

表大桁山鳥獣保護区の項中「平成18年11月1日から平成38年10月31日」を「令和8年11月1日から令和28年10月31日」に改める。

## ◎群馬県告示第199号

鳥獣保護区設定の告示（昭和51年群馬県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和8年11月1日から施行する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

表草木鳥獣保護区の項中「平成20年11月1日から平成38年10月31日」を「令和8年11月1日から令和28年10月31日」に改める。

## ◎群馬県告示第200号

鳥獣保護区設定の告示（平成8年群馬県告示第662号）の一部を次のように改正し、令和8年11月1日から施行する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

表多々良鳥獣保護区の項中「平成18年11月1日から平成38年10月31日」を「令和8年11月1日から令和28年10月31日」に改める。

## ◎群馬県告示第201号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

## 1 区域及び期間

- (1) 区域 前橋市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森

林

(2) 期間 令和8年10月1日から令和9年3月15日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1 (1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1 (2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### ◎群馬県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

| 道路の種類 | 路線名  | 区 間                                      | 変更の前後別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|-------|------|------------------------------------------|--------|---------------|-------------|
| 一般国道  | 120号 | 沼田市利根町大原字田向1242番の1地先から同市同字南耕地1181番の2地先まで | 前      | 8.5～15.1      | 350.0       |
|       |      |                                          | 後      | 11.8～25.6     | 351.7       |

## ◎群馬県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

| 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間                                      | 供用開始の期日   |
|------------|------|------------------------------------------|-----------|
| 一般国道       | 120号 | 沼田市利根町大原字田向1242番の1地先から同市同字南耕地1181番の2地先まで | 令和8年9月11日 |

## ◎群馬県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

| 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間                                       | 変更の<br>前後別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|------------|------|-------------------------------------------|------------|---------------|-------------|
| 一般国道       | 299号 | 多野郡神流町大字神ケ原字原10番の1地先から同郡同町大字同字平593番の1地先まで | 前          | 4.3～32.5      | 680.1       |
|            |      |                                           |            | 7.7～20.8      | 491.6       |
|            |      |                                           | 後          | 8.3～24.5      | 491.6       |

## ◎群馬県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

| 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間                                       | 供用開始の期日   |
|------------|------|-------------------------------------------|-----------|
| 一般国道       | 299号 | 多野郡神流町大字神ケ原字原10番の1地先から同郡同町大字同字平593番の1地先まで | 令和8年9月11日 |

## ◎群馬県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

| 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間                                      | 変更の<br>前後別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|------------|------|------------------------------------------|------------|---------------|-------------|
| 一般国道       | 401号 | 沼田市利根町大原字田向1242番の1地先から同市同字南耕地1181番の2地先まで | 前          | 8.5～15.1      | 350.0       |
|            |      |                                          | 後          | 11.8～25.6     | 351.7       |

## ◎群馬県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

| 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間                                      | 供用開始の期日   |
|------------|------|------------------------------------------|-----------|
| 一般国道       | 401号 | 沼田市利根町大原字田向1242番の1地先から同市同字南耕地1181番の2地先まで | 令和8年9月11日 |

## ◎群馬県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

| 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間                      | 変更の<br>前後別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|------------|------|--------------------------|------------|---------------|-------------|
| 一般国道       | 462号 | 多野郡神流町大字神ケ原字原10番の1地先から同郡 | 前          | 4.3～15.1      | 542.7       |

|  |  |                        |   |          |       |
|--|--|------------------------|---|----------|-------|
|  |  | 同町大字同字戸面438番<br>の1地先まで | 後 | 7.3～34.4 | 591.6 |
|--|--|------------------------|---|----------|-------|

## ◎群馬県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間                                           | 供用開始の期日   |
|------------|------|-----------------------------------------------|-----------|
| 一般国道       | 462号 | 多野郡神流町大字神ヶ原字原10番の1地先から同<br>郡同町大字同字平593番の1地先まで | 令和8年9月11日 |

## ◎群馬県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の<br>種 類 | 路線名    | 区 間                                                  | 変更の<br>前後別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|------------|--------|------------------------------------------------------|------------|---------------|-------------|
| 県道         | 沼田檜枝岐線 | 沼田市利根町大原字南耕地<br>1181番の2地先から同<br>市同字田向1242番の1<br>地先まで | 前          | 8.5～15.1      | 350.0       |
|            |        |                                                      | 後          | 11.8～25.6     | 351.7       |

## ◎群馬県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の | 路線名 | 区 間 | 使用開始の期日 |
|-----|-----|-----|---------|
|-----|-----|-----|---------|

|     |        |                                              |           |
|-----|--------|----------------------------------------------|-----------|
| 種 類 |        |                                              |           |
| 県道  | 沼田檜枝岐線 | 沼田市利根町大原字南耕地1181番の2地先から<br>同市同字田向1242番の1地先まで | 令和8年9月11日 |

### ◎群馬県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、館林都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 施行者の名称 明和町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 館林都市計画下水道事業（明和公共下水道）
- 3 事業施行期間 平成11年11月29日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 平成11年群馬県告示第39号、平成15年群馬県告示第699号、平成20年群馬県告示第298号、平成29年群馬県告示第127号、令和2年群馬県告示第70号及び令和7年群馬県告示第70号の事業地のうち明和町南大島地内の一部において事業地を削除する。

## ■ 公 告

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年群馬県規則第14号）第9条第5項の規定により、令和9年度群馬県立農林大学校入校試験について次のとおり公告する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 学生募集（社会人コースを除く。）
  - (1) 募集人員 92人（野菜コース20人、花き・果樹コース12人、酪農肉牛コース15人、農産・加工コース25人、環境森林コース20人）。
 

なお、コースごとに推薦入校試験によるものを80％程度、一般入校試験及び追加入校試験によるものを20％程度とする。
  - (2) 修業年限 2年（1年生は全寮制、2年生は原則として通学制）
  - (3) 受験資格
    - ア 推薦入校試験

県内の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を令和9年3月までに卒業する見込みの者又は県内の居住者で県外の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を同月までに卒業する見込みの者であって、一般推薦にあっては農林業に対する熱意を有し、成績が評定平均値3.0以上の者又は日本農業技術検定3級以上の合格者で、学校長が推薦する者とし、後継者推薦にあっては本校を卒業後、直ちに県内において農林業後継者として農林業に従事することが確実であり、成績が評定平均値2.8以上の者で、学校長が推薦する者

とする。

イ 一般入校試験及び追加入校試験

学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学の入学資格（以下「大学入学資格」という。）を有する者又は令和9年3月までに大学入学資格を取得する見込みの者

(4) 試験科目

ア 推薦入校試験

(ア) 小論文

(イ) 面接試験

イ 一般入校試験及び追加入校試験

(ア) 学科試験 国語及び数学（国語は「現代の国語」及び「言語文化（古文・漢文を除く。）」を、数学は「数学Ⅰ」を出題範囲とする。）

(イ) 小論文

(ウ) 面接試験

2 社会人コース学生募集

(1) 募集人員 8人

(2) 修業年限 1年（通学制）

(3) 受験資格 次のいずれにも該当する者

ア 大学入学資格を有する者

イ 1年以上の就業経験を有する者

ウ 就業意欲の高い者であって、県内に就農を希望するもの

(4) 試験科目

ア 小論文

イ 面接試験

3 願書・試験日程等

(1) 願書等提出方法及び提出先 願書等は、群馬県立農林大学校（〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋1005）へ持参又は郵送で提出すること。

(2) 願書受付期間

ア 推薦入校試験（社会人コースを除く。） 令和8年10月1日（木）から同月9日（金）まで。持参の場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

イ 一般入校試験 令和8年11月12日（木）から同月25日（水）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

ウ 追加入校試験 令和9年1月25日（月）から同年2月22日（月）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

なお、一般入校試験で募集人員に達したコースについては、追加入校試験を実施しない。各コースの追加入校試験の実施の有無については、令和8年12月23日（水）以降に群馬県立農林大学校ホームページや教務係への電話で確認すること。

(3) 試験会場 高崎市箕郷町西明屋1005 群馬県立農林大学校

(4) 試験期日

ア 推薦入校試験 令和8年10月23日（金）

イ 一般入校試験 令和8年12月5日（土）

ウ 追加入校試験 令和9年3月3日（水）

(5) 合格発表

ア 推薦入校試験 令和8年11月11日（水）

イ 一般入校試験 令和8年12月22日（火）

ウ 追加入校試験 令和9年3月15日（月）

群馬県立農林大学校ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/site/nourindai/>）に上記合格発表日時から当分の間、掲載する。

4 受験料 2,200円（群馬県証紙又は払込書による。払込書による納付を希望する者は、各入校試験の願書受付期間最終日の14日前までに、群馬県立農林大学校教務係へ連絡すること。）

5 問合せ先 群馬県立農林大学校教務係（高崎市箕郷町西明屋1005 電話027-371-3244）、各農業事務所（担い手・園芸課、地域農業課及び家畜保健衛生課）並びに各環境森林事務所及び各森林事務所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良区名 | 理事<br>監事<br>の<br>別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所            |
|--------|--------------------|-----|---------|----------------|
| 原      | 理 事                | 新 任 | 星野正昭    | 高山村大字中山1559番地2 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のとおり清算法人牛田川除土地改良区の清算人の就任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により公告する。

令和8年9月11日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良区<br>名 | 清算人<br>監事<br>の<br>別 | 区 分 | 氏 名  | 住 所           |
|------------|---------------------|-----|------|---------------|
| 牛田川除       | 清算人                 | 就 任 | 小平利彦 | 藤岡市藤岡1545番地36 |
|            | 同                   | 同   | 秋山隆志 | 同 本郷2257番地2   |

|     |   |       |                   |
|-----|---|-------|-------------------|
| 同   | 同 | 秋山悟   | 同 同 2 2 6 2 番地    |
| 同   | 同 | 関口啓一  | 同 同 2 3 4 0 番地    |
| 同   | 同 | 北野千晴  | 同 川除 7 番地         |
| 同   | 同 | 北野仁一  | 同 同 1 3 7 番地 2    |
| 同   | 同 | 北野正   | 同 同 1 4 0 番地      |
| 同   | 同 | 北野徹生  | 同 同 1 8 3 番地      |
| 同   | 同 | 柴崎久夫  | 同 同 1 8 5 番地      |
| 同   | 同 | 柴崎裕   | 同 同 1 9 0 番地 2    |
| 同   | 同 | 柴崎一   | 同 同 1 9 5 番地      |
| 同   | 同 | 北野謙二  | 同 同 2 0 2 番地      |
| 同   | 同 | 中尾弘   | 同 牛田 2 0 4 番地 2   |
| 同   | 同 | 品川久   | 同 同 3 2 2 番地 2    |
| 同   | 同 | 品川和英  | 同 同 3 3 6 番地      |
| 同   | 同 | 中尾浩明  | 同 同 3 4 5 番地 1    |
| 同   | 同 | 有我誠   | 同 同 3 6 4 番地 1    |
| 同   | 同 | 白田一穂  | 同 同 甲 3 6 5 番地    |
| 同   | 同 | 横山万寿雄 | 同 同 3 7 0 番地      |
| 同   | 同 | 品川芳春  | 同 同 3 9 0 番地      |
| 同   | 同 | 有我彰   | 同 同 3 9 3 番地 2    |
| 同   | 同 | 堀米正宏  | 同 同 3 9 5 番地      |
| 同   | 同 | 有我秀明  | 同 同 4 0 2 番地      |
| 同   | 同 | 有我亘弘  | 同 同 4 0 7 番地      |
| 同   | 同 | 横山義明  | 同 同 5 6 1 番地      |
| 同   | 同 | 倉林隆   | 同 神田 1 0 1 8 番地 2 |
| 監 事 | 同 | 柴崎浩一  | 同 川除 2 0 8 番地     |
| 同   | 同 | 萩原渉   | 同 牛田 6 8 番地       |
| 同   | 同 | 倉林則和  | 同 同 4 0 3 番地      |
| 同   | 同 | 柳澤次男  | 同 同 4 1 8 番地      |

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項により、令和8年度（2026年度）砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 砂利の採取に関する法令事項
  - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 出題形式 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（7問の必須問題及び8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和8年11月13日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）29階292会議室
- 6 受験願書の請求
  - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課又は県内各土木事務所に直接請求すること。
  - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 インターネットによる受験手続等（電子申請）
  - (1) 受験手続 以下のURLからアクセスして申し込むこと。  
申込ページ：<https://www.pref.gunma.jp/page/768640.html>
  - (2) 申込受付期間 令和8年10月1日（木）から同月16日（金）午後5時15分まで
  - (3) 受験手数料 申込受理後、受験手数料8,100円をクレジットカード又はQRコード決済（PayPay）を利用して支払うこと。
- 8 郵送等による受験手続等
  - (1) 申込書類 受験願書（自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に85円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6か月以内に正面から脱帽して上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの）
  - (2) 受験手数料 8,100円の群馬県収入証紙を受験願書に貼って納付すること。払込書による納付を希望する場合は、令和8年10月7日（水）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。
  - (3) 受験願書の提出
    - ア 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
    - イ 受付期間 令和8年10月1日（木）から同月16日（金）まで
    - ウ 郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、令和8年10月16日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 9 合格者の発表等 合格者の発表は、令和8年11月27日（金）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年9月11日

群馬県立心臓血管センター院長 河 口 廉

### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県立心臓血管センター ナースコール設備更新工事 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和9年3月31日（水）
- (4) 納入場所 群馬県立心臓血管センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年9月24日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年10月13日（火）正午までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立心臓血管センター事務局総務課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ること

を証明した者であること。また、24時間、365日の故障受付、故障対応等ができる十分な運用保守体制を整えられる者であること。

(9) 本件と同種の業務について実績があり、この公告に示した物品を納入できること。

(10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-0004 群馬県前橋市亀泉町甲3-12 群馬県立心臓血管センター事務局総務課 高尾 淳 電話027-269-7455（代表） 電子メールshinzouse@pref.gunma.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法 令和8年9月11日（金）から同年10月2日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、電子メールに請求者氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を記載し、上記(1)のメールアドレス宛て送信すること。また、電子メールの到達を電話で確認すること。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年10月20日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和8年9月24日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「ナースコール設備更新工事入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年10月22日（木）午前10時 群馬県立心臓血管センター本館西別棟中会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月21日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立心臓血管センター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「ナースコール設備更新工事入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和8年10月13日（火）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場

合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KAWAGUCHI Ren, Director of the Gunma Prefectural Cardiovascular Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Nurse Call System Upgrade Work: 1 set
- (3) Delivery period: March 31, 2027
- (4) Delivery place: Gunma Prefectural Cardiovascular Center
- (5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, September 11, 2026 through Friday, October 2, 2026, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., by e-mail noted below
- (6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Thursday, September 24, 2026 at 5:00 p.m.
- (7) Time-limit for tender: Thursday, October 22, 2026 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Wednesday, October 21, 2026 at 5:00 p.m.)
- (8) Contact point for the notice: TAKAO Sunao, Management Office of Gunma Prefectural Cardiovascular Center, 3-12 Kou, Kameizumi-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-0004, Japan, TEL 027-269-7455 (Japanese language only), e-mail shinzouse@pref.gunma.lg.jp

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年9月11日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 税務システム用機器等導入及び保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部税務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年8月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521番地8
- 5 落札金額 359,260,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和8年7月14日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111